

八戸商工会議所

令和8年度要望書に対する回答

令和7年12月19日

八 戸 市

I. 最重点要望事項

◎ 新規要望事項

1. 地元企業の経営課題解決に向けた支援の継続・強化

(1) 原材料費や燃料費、人件費の高騰へ対応するための支援

(2) 地元企業の新たな収益事業の確立や生産性向上への取組に対する支援

国内企業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響がいまだに残る中、人手不足、賃上げ、物価高、金利上昇、DXの進展、脱炭素の重要性の高まりなど、大きな変容のときを迎えており、とりわけ資金や人材等の経営資源に制約のある中小企業・小規模企業が厳しい経営環境の中で生産・投資コストの増加に対応していくためには、企業の付加価値や労働生産性の向上に努め、「稼ぐ力の強化」に取り組んでいく必要があります。

このような中、企業向けの支援制度として、国では、ワンストップの総合相談窓口である「よろず支援拠点」を47都道府県に設置しているほか、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「IT導入補助金」「中小企業省力化投資補助金」などの交付を、また青森県では「DX総合窓口」の設置や「AX企業成長推進事業補助金」などの交付を行っております。

市といたしましても、市独自のコーディネーターが企業の抱える多様な課題の整理・解決を図る「地域企業課題解決支援事業」の実施や、大型設備投資や新商品・新サービスの開発等に利用可能な「中小企業振興条例助成金」「中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援補助金」の交付などを通じて、企業の経営課題解決の取組の支援を行っております。

市といたしましては、地域経済が将来にわたり持続的発展を遂げていくためには、市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業の活躍が必要不可欠であると認識しており、引き続き、企業訪問による意見交換や市の附属機関である中小企業・小規模企業振興会議からの意見聴取に取り組み、支援制度の見直しや更なる充実に努めてまいります。

また、国においては、総合経済対策の策定が予定されていることから、その動向を注視しながら、今後の補正予算や令和8年度当初予算編成を進めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(3) 八戸の魅力あふれる地場産品を活用した新商品開発に対する支援の強化

当市は、夏季冷涼な気候特性を生かした多様な農畜産物や、八戸港で水揚げされた水産品を活用した加工品等のもとより、三陸復興国立公園に指定される種差海岸、国の重要無形民俗文化財の八戸えんぶり、国宝の合掌土偶や世界遺産登録された是川石器時代遺跡など、個性豊かな地域資源を多数有しており、市では、これらの地域資源の価値を高めるため、ハード・ソフトを組み合わせたブランド化を推進しているところであります。

また、地元企業においても、地域資源を活用した商品開発が積極的に行われておりますが、新型コロナウイルス感染症による行動制限が解除されて以降、特にインバウンド旅行客の復活・増加が顕著であり、適切なニーズ把握や経営戦略に基づいて実施する新商品開発は、企業の更なる売上増加につながるもの

と認識しております。

市では、令和7年度に新商品や新サービスの開発等に要する経費の一部を補助する「中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金」を新たに創設したところであり、本補助制度の実施を通じて、地元企業が取り組む地域資源を活用した新商品や新サービスの開発の支援に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(4) 企業の職場環境や処遇の改善に向けた取組に対する支援の強化

市では、社会経済情勢の変化を踏まえ、国の地方創生2.0の考え方や、附属機関である中小企業・小規模企業振興会議からの答申を参考に、中小企業向け助成制度を定めた中小企業振興条例について、10年振りに大幅な見直しを行い、令和7年度から「働きやすい職場環境整備事業に対する助成」を新たに創設しました。

本助成制度は、市内の中小企業者・中小企業団体が、女性や外国人材のみならず、若者、子育て世代、高齢者、障がい者などの多様な人材の確保・定着のために取り組むハード整備を支援するものでありますが、今年度は、6月27日から8月12日までの間で募集を行ったところ、女性専用トイレの整備3件、外国人材の寮の改修が1件、計4件の申請があり、選考会での審査を経てその4件全てを採択したところであります。

市といたしましても、中小企業における人手不足への対応は、中小企業における喫緊の課題であると認識しており、本助成制度の継続的かつ着実な実施に努め、働きやすい職場環境の整備を通じた人材確保・定着の支援に取り組んでまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

2. 中小企業の人手不足に伴う雇用対策の強化

(1) 若者の地元定着及びU I Jターン就職促進のための支援の強化

少子高齢化の進展や新規高卒者の進学率の高まり、そして県外への進学・就職を背景とした人口減少が進む中で、市内事業所においては労働力・人材の確保が喫緊の課題となっているものと認識しております。

このため、市といたしましては、若者の地元定着や首都圏等からの移住や人材還流を重要施策として位置づけ、「移住支援金支給事業」として東京圏から市に移住し中小企業に就業した方等に支援金を支給しており、また、「ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業」として東京圏以外のU I Jターン就職希望者に対して引越費用等の一部を助成しているほか、「医療・福祉職子育て世代移住支援金」として県外から移住し、市内の医療施設や福祉施設に就業した医療・福祉職の資格を有する子育て世帯等に支援金を支給しております。

また、新規卒業予定の大学生及び大学院生に対しては、「地方就職支援金支給事業」として都内に本部がある大学の東京圏のキャンパスに通う卒業年度の学生が、市内の企業に就職した場合に、採用面接等の就職活動に要した交通費の一部及び市内への引っ越しに要した移転費の一部を支給しております。

さらに、高校生の地元企業への関心を高めることを目的として、高校生が市内

の企業を調査して、その魅力を情報発信する「高校生による地元企業魅力発見体験事業」のほか、今年度から新たに、主に高校生や大学生等を対象とした体験型の企業展示会を開催する「はちのへ企業魅力発信×発見事業」を実施しております。

企業に向けた人材確保・職場定着の支援といたしましては、県内外への情報発信力の強化や採用力向上を支援するためのセミナー及び個別相談を実施する「地域事業所人材獲得支援事業」や人的資本経営と経営戦略に連動した人材戦略の推進を支援するためのセミナー及び個別相談を実施する「社内人材育成支援事業」のほか、貴会議所及び市内高等教育機関に市を加えた3者による「八戸産学官連携推進会議」において、若手社員の職場定着に向けたコミュニケーション術やキャリア形成に関する「若手社員基礎力向上・職場定着セミナー」を開催するなど、地元就職・定着に向けた各種事業に継続して取り組んでいるところであります。

市といたしましては、今後とも、国の各種支援施策や地域の雇用情勢を見定めながら、貴会議所並びに八戸地区雇用対策協議会をはじめ関係機関と連携を密にし、積極的な雇用対策に取り組んでまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

(2) 外国人材の確保・活用のための支援の強化

青森労働局の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」によると、令和6年10月末時点で県内における外国人労働者数は6,190人、事業所数1,027か所で、外国人労働者数については、全国47都道府県中42番目となっております。このうち八戸公共職業安定所管内は1,934人、269か所と県内最多となっており、製造業、医療・福祉、建設業などさまざまな分野において雇用されております。

また、国では、現行の開発途上国への技能等の移転による国際貢献を目的とした「技能実習制度」を発展的に解消し、新たに人手不足分野における人材確保・育成を目的とする「育成就労制度」を創設し、令和9年までに開始することとしております。

「育成就労制度」では、事業主に育成就労外国人に対する技能や日本語能力向上のための計画的な育成などが義務付けられている一方で、育成就労外国人には、一定の要件の下での本人の意向による転籍が認められており、外国人労働者を必要とする事業者には、日本人労働者だけではなく外国人労働者にも選ばれるための職場環境整備が必要となっております。

このような中、市では、今年度から市内中小企業者・中小企業団体が人材（外国人材を含む）の確保・定着のために取り組む「働きやすい職場環境整備事業（職場環境の改善又は福利厚生の実施に資する施設又は設備の設置・整備）」について、助成金を交付しており、貴会議所及び市内高等教育機関に市を加えた3者による「八戸産学官連携推進会議」では、昨年度実施した外国人材を含む市内事業所・企業等に実施した人材ニーズ調査の結果に基づき、今年度、「外国人材セミナー」を開催するほか、県では、本年10月から、外国人材の雇用に関心のある県内の事業者及び関連団体等に向けた外国人材の雇用に関する手続きや受入体制の整備に関する相談対応を行う「青森県外国人材雇用サポートデスク」を開

設するなど、外国人材の雇用に向けた取組が進められているところであります。

市といたしましては、国において人手不足分野における人材確保・育成を目的とした外国人材の活用を進める中であって、市内においても外国人材を活用する企業の増加が見込まれるところであり、技能や日本語能力の向上、住居の確保など、キャリア形成を始めとした職場環境整備を促進するための支援を市単独で実施することは財政的に困難であることから、全国市長会や中核市市長会を通じて、国に対して日本語教育などの施策や財政支援の実施について要望してまいります。

また、当市における外国人労働者数は県内で最も多く、今後の地域経済を支える重要な人材として、受入と地元への定着促進を図る必要があると認識しております。

そのような中、市では、外国人労働者に選ばれる環境づくりを推進するため、日本語講座の開設や、外国人住民と地域住民が交流するイベントのほか、災害時の行動を学習できる防災講座の開催など、日常生活から災害時の対応まで、幅広い支援を行っております。

日本語講座については、市内の NPO と連携して日本語学習機会の提供に取り組んでおり、今後も必要に応じて国・県の施策も活用しながら、その充実に努めてまいります。

また、多言語による行政情報の提供や、市民連携推進課内に「外国人コミュニケーション支援員」を配置して庁内の窓口における各種相談対応を支援するなど、行政手続きの円滑化や日常生活における不安の軽減につながる取組も進めており、今後も外国人住民が自立して生活できる環境の整備に注力してまいります。

地域住民と外国人労働者同士の交流については、八戸国際交流協会主催の様々なイベントを通じて交流を深める場を提供しているほか、地域での防災講座への外国人住民の参加促進など、外国人住民と地域住民が交流する機会の創出を図っております。今後も引き続き町内会・NPO・企業等と連携し、日常的な交流や相互理解を促進する取組を進めてまいります。

外国人住民数が県内最多であり、年々増加傾向にある当市において、外国人住民が日本人住民と同様に公共サービスを受容し、安心して生活できる環境を整備するためには、多文化共生推進施策の基本的な取組方針を定め、各種施策を総合的かつ戦略的に推進することが必要であります。

そうした認識のもと、市では現在、「八戸市多文化共生推進プラン」の策定作業を進めております。今後も、多様な文化的背景を有する人々が互いの文化を尊重しながら、ともに地域社会を支える共生社会の実現を目指して、総合的かつ継続的な取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

【担当課：総合政策部 市民連携推進課】

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

3. 起業・創業に対する支援の強化

(1) 起業・創業しやすい環境整備や産業創出に向けた事業予算の充実

令和5年度、市では起業・創業支援を強化するため、貴会議所に運営を委託している「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」内に起業支援プラットフォーム「8サポ meets」を構築し、事業を推進してきたところです。

本プラットフォームでは、起業・創業希望者や先輩起業家等が参加するコミュニティを組成し、その活動を通じて起業・創業への関心向上、起業家同士の交流機会の創出、同センターの相談窓口と連携した面的な起業・創業希望者への支援を図ることとしており、このような取組は起業・創業しやすい環境整備や産業創出に資するものであると考えております。

今後も、取組の成果等を勘案しながら、引き続き適正な予算を確保するとともに、必要に応じて更なる充実に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(2) はちのへ創業・事業承継サポートセンターの運営予算の充実

平成 28 年 4 月に「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」を設置して以来、同センターの運營業務を貴会議所に委託しております。その間、令和 6 年度末までに創業者数及び事業承継成立件数を合わせ 427 件の実績を上げられたことは、貴会議所のきめ細かな対応によるものであると認識しております。

市では、同センターにおける創業や事業承継に関する相談件数の増加等に伴い、運営に係る業務量が増加しているものと認識しておりますので、今後も同センターが八戸圏域における創業・事業承継支援の中心的役割を果たせるよう、委託業務の事務量に応じた適正な予算の確保に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(3) 創業者の事業安定や事業拡大に資する創業者フォロー事業に対する予算の拡充

創業者フォロー事業に関しましては、相談窓口における相談対応に加え、今年度、起業支援プラットフォーム「8サポ meets」において、創業後間もない創業者の事業安定や事業拡大を目的とした「創業者ステップアップコミュニティ」を新たに組成し、専門家や先輩起業家によるセミナー・ワークショップや創業者同士の交流会が定期的開催されているところと認識しております。

当該セミナー等の開催により、創業後の経営課題の解決や創業者同士の交流機会の創出が図られることは、創業者の事業安定や事業拡大に資するものと考えられることから、取組の成果等を勘案しながら、引き続き適正な予算を確保するとともに、必要に応じて更なる充実に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(4) 法人設立手続きに係る司法書士等への費用に対応する補助制度等、創業に際した負担軽減並びに特定創業支援等事業者に対する予算の拡充

市では、令和 4 年度に「八戸市新規会社設立登録免許税補助金」を創設し、市から特定創業支援等事業の証明を受けた者が市内において新規に会社設立を行う際に、会社設立に係る登録免許税の一部を補助しており、令和 5 年度からはさらに補助対象経費を拡充し、継続して実施しているところであります。

また、創業しようとする方や創業後間もない方の資金調達を支援するため、「青森県『青森新時代』への架け橋資金特別保証融資制度（創業枠）」利用者に対する信用保証料補助や日本政策金融公庫の創業関連融資利用者に対する利子補

給も実施しております。

市といたしましては、今後もこれらの補助制度を継続し、創業者に対する資金面での支援を行うとともに、特定創業支援等事業による支援を受けて創業する創業者の増加に応じた適正な予算の確保に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

4. 事業継承に係る支援体制の構築と補助金の創設

◎ (1) 八戸市圏域での事業承継支援体制の構築

◎ (2) 8サポの事業承継関連事業予算の確保

事業承継については、後継者の育成期間を考慮すると5～10年程度の準備期間が必要とされ、経営者の高齢化が進展する中、早期かつ計画的な事業承継を促進することが喫緊の課題となっております。

そのような中、平成28年4月に「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」に設置した事業承継相談の初期対応窓口において、令和6年度末までに事業承継成立件数について44件の実績を上げられたことは、貴会議所のきめ細かな対応や日本政策金融公庫、青森県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携の成果であると認識しております。

市では今年度、事業承継に係る取組として、貴会議所及び青森県事業承継・引継ぎ支援センターと共催し「事業承継セミナーin八戸」を実施したところです。

また、圏域町村との一体的な支援体制の構築に当たっては、県が主体となっている既存のネットワークの現状等を踏まえ、関係機関との情報交換を進めております。

市といたしましても、事業承継に関する情報発信や、関係機関との連携による事業承継ノウハウの構築等に積極的に携わることで、より幅広い事業者の現状を把握できると考えることから、支援体制の在り方について、ニーズや必要性を調査し、より効果的な体制を構築できるように努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(3) 事業承継計画を策定した小規模事業者が事業承継時に必要となる経費

(設備導入費、建物改修費、広報費、自社株評価費・契約書作成費等の事務費他)の補助制度等の新設

事業承継に対する支援といたしましては、「青森県『青森新時代』への架け橋資金特別保証融資制度(事業承継枠)」利用者に対する信用保証料補助を実施しているほか、今年度より、中小企業振興条例に基づく働きやすい職場環境整備事業に対する助成や中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金において、事業承継を契機として実施する事業に対する助成上限額や補助率の引上げ措置を設けるなど、事業承継の際に課題となる職場環境の改善や、事業の新規参入・再構築における経営面での支援を新規で開始したところでありました。

市といたしましては、これらの補助制度を継続し、有効活用していただくとともに、今後も引き続き国の支援制度の動向や他都市の事例を参考にしながら、事業者のニーズに応じて適宜必要な支援策を検討してまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

5. 公共工事等の継続的確保並びに地元産業への優先発注の促進

(1) 物価高騰を踏まえた公共工事予算の継続的確保、発注の平準化並びに適正な工期設定、「ゼロ市債」の継続実施及び増額

市の財政は依然として厳しい状況ではありますが、物価高騰による地元経済に対する影響を考慮し、これまでと同様に公共工事予算の継続的確保に努めてまいります。

工事発注時期の平準化については、総務省及び国土交通省が全ての地方公共団体における平準化の進捗状況について公表する「見える化」を実施しており、令和7年3月に公表された令和5年度実績の市発注工事の平準化率は0.74でありました。

青森県発注工事は0.77、県内市町村発注工事平均は0.62でありまして、国土交通省では令和6年度県全体目標値を0.75に設定しております。

市の取組は、一定の成果として表れておりますので、引き続き平準化率の向上に努めてまいります。

また、ゼロ市債の継続実施及び増額については、工事発注時期の平準化や冬期施工の回避による品質確保等に有効であることから、今後も各事業の状況や財政状況等を踏まえ、ゼロ市債の活用にも努めてまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(2) 公共工事における地元企業への優先発注の促進

工事の発注に当たっては、地元での施工が困難な場合を除き、地元企業への優先発注を基本とし、地元以外の企業に発注する場合においても、地元企業の活用について、機会をとらえて要請しております。

また、令和3年4月に施行した八戸市公契約条例において、市の責務として「市内事業者の受注機会の確保」が明記されていること等を踏まえ、今後も競争性の確保を図りつつ、地元企業への優先発注並びに受注機会の確保に努めてまいります。

【担当課：財政部 契約検査課】

(3) 最低制限価格の引き上げ

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における調査基準価格については、ダンピング受注防止対策の一層の強化と工事の円滑かつ適正な施工の確保に向けて、令和4年6月に算定基準を改正し、最低制限価格等の引き上げを図ったところであります。

更に、令和5年1月以降に公告又は指名通知をする入札について、昨今の原材料や資材高騰の状況を踏まえ、建設企業の安定的な経営と適正な収益性の確保を図るため、当面の間、最低制限価格等の引き上げを実施いたしました。

また、土木関係コンサルタント業務等の建設関連業務委託においても、令和6年6月に国の見直しに準じて算定基準を改正し、最低制限価格等の引き上げを行ったところであります。

今後も、社会情勢や入札執行の状況等を注視しながら、適切な制度の運用に努めてまいります。

【担当課：財政部 契約検査課】

(4) 高止まりする原材料、資材・原油・電気料金等への柔軟な対応

原材料等の高騰への対応については、工事請負契約約款第 25 条第 5 項、いわゆる単品スライド条項を適用いたしますが、令和 4 年 6 月に国の運用が見直され、単品スライド額の算定に、受注者から提出される実際の資材購入価格を用いることができるようになり、高騰する資材価格が物価資料に反映されるまでのタイムラグが考慮されております。この見直しを受けて、県は同年 6 月に、また、市においても同じく 9 月に運用基準を改定し、適切に対応しているところであります。

市といたしましては、引き続き国、県の動向を注視し、運用の見直しが実施された際は速やかに運用基準を改定するとともに、資材価格等の高騰が、インフラ整備やメンテナンスの担い手である建設企業の経営に与える影響について、建設事業者と意見交換等により実情の把握に努めながら、適切に対応してまいります。

【担当課：財政部 契約検査課】

6. 物品調達・役務の提供等における地元企業の積極的な活用

物品や役務の提供の発注に当たっては、地元で調達や提供ができない場合を除き、地元企業への優先発注を基本とし、競争性が十分に確保できるものについては、地元企業に限定して発注しております。

また、令和 3 年 4 月に施行した八戸市公契約条例において、市の責務として「市内事業者の受注機会の確保」が明記されていること等を踏まえ、今後も競争性の確保を図りつつ、地元企業への優先発注並びに受注機会の確保に努めてまいります。

入札参加資格審査申請手続に係るデジタル化につきましては、全国単位での共通システムの整備に向けた検討が、国によって進められております。この共通システムは、事業者が複数の地方公共団体に対してシステム上で一括して申請できるようになることが想定されており、事業者にとって事務負担の軽減や利便性の向上が期待されるものであります。

このことから、市といたしましては、国による共通システムの整備が完了次第、速やか導入・活用したいと考えておりますとともに、この共通システムの整備の早期実現について、国に対して要望してまいりたいと考えております。

【担当課：財政部 契約検査課】

7. 八戸港活性化策の推進と国際拠点港湾への指定

(1) 航路・泊地及び岸壁前面の深浅測量の実施及び公称水深の維持浚渫

八戸港港内では、馬淵川からの流下土砂による部分的な堆積が確認されており、国や県が航路・泊地の深浅測量及び維持浚渫を行い、公称水深の確保に努めております。

市といたしましては、航行船舶の安全性や物流の効率性を確保する観点から、極めて重要な事業であると考えているため、国・県に対して引き続き事業促進

を要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(2) 港湾施設(埠頭及び岸壁)の機能維持並びに安全確保

全国的に港湾施設の急速な老朽化が懸念される中、各港では施設の長寿命化を目的とした維持管理計画を策定し、これに基づく点検・診断及び必要な対策工事が実施されております。

八戸港においては、令和6年3月までに国有・県有すべての技術基準対象施設において維持管理計画が策定され、これに基づき適切に維持管理されていると伺っております。

市といたしましては、港湾施設は市民生活や事業活動を支える重要なインフラであることから、安全性を確保しつつ確実に機能を発揮することができるよう、維持管理計画に基づく点検・診断及び必要な対策工事の実施について引き続き国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(3) ポートアイランドⅢ期計画の推進並びに利用促進

平成21年に改訂された県の八戸港港湾計画において、港湾機能強化を図るための港湾空間の一つとして位置付けられたポートアイランドⅢ期計画については、現在、国が事業着手に向け、関係者と調整を行っております。

市といたしましては、新たな埠頭用地の整備が八戸港の物流機能強化のみならず、地域の振興・発展にとって大変重要であると考えており、ポートアイランドⅢ期計画の推進及び利用促進について国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(4) 総合的な地震・津波防災対策の推進

これまで、八戸港における地震・津波防災対策については、ハード対策として令和2年度までに青森県による防潮堤の整備や埠頭用地の一部嵩上げ、コンテナターミナル内の電気系設備の嵩上げ、石油基地における津波漂流物防護柵の設置、北沼運動公園跡地の嵩上げ、八戸シーガルブリッジの耐震改良が完了しております。

また、ソフト対策としては、平成25年3月に地震・津波による港湾施設の被害想定に基づき、国・県が主体となって港湾関係者の役割や行動計画を取りまとめた「八戸港BCP（業務継続計画）」を策定したほか、令和5年9月に県が津波襲来時の早期避難マニュアルである「八戸港津波避難誘導計画」を改訂しております。

これらの計画の実効性を確保するため、定期的に港湾関係者による情報伝達訓練や応急復旧方針決定訓練等が行われております。

市といたしましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時においても産業活動・物流機能を維持するとともに、港湾労働者・利用者の安全を確保することは大変重要であると考えており、総合的な地震・津波防災対策の一層の充実を、引き続き国・県に対して要望してまいります。

(5) 八戸港の利用増加に向けた更なる企業誘致

市では、企業誘致について、雇用の創出や市民所得の向上、地元企業への経済波及効果、さらには税収の確保等、さまざまな効果が期待されることから、地域社会経済の活力創出に向けた重要な施策の一つとして積極的に取り組んでおります。

誘致活動の際には、市の立地環境の優位性や支援制度をPRするとともに、国内外への物流拠点として関東以北における有数の重要港湾である八戸港の魅力や特長を発信してきたところであり、令和7年度においては、首都圏及び中部圏での企業誘致セミナーを開催し、私自らが市の産業政策、立地環境並びに八戸港の魅力をもPRしております。

東日本大震災以降の度重なる自然災害や近年の国際情勢の混迷等を背景として、企業においては生産・物流拠点の分散や物流手段の複数化等に関心が高まっていることに加えて、カーボンニュートラルの推進や令和6年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が適用されたことや、ドライバーの高齢化による物流問題への対応も喫緊の課題となっております。

こうした中、八戸港においてはコンテナ船やRORO船を活用した海運への新たなモーダルシフトの動きもあり、市では、誘致企業はもとより船会社や荷主等へのヒアリングを通じて、八戸港への要望や課題等を把握し関係者と共有するとともに、八戸港のメリットや支援制度等を積極的にPRし、八戸港の利用増加に努めております。

市といたしましては、産業都市八戸の経済活性化の推進に向けて、引き続き、県や関係機関と連携を図りながら、八戸港をはじめとした地域のポテンシャルをさまざまな機会や手法で積極的に売り込み、更には東北初となるCNP（カーボンニュートラルポート）認証を契機として、八戸港の魅力がますます向上することが期待されることから、北東北の物流拠点として、物流関連産業の更なる振興と、その集積を活かした企業誘致に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

(6) 新規内航・外航コンテナ定期航路の誘致

新規内航・外航コンテナ定期航路の誘致については、八戸港を利用する荷主企業の輸送コスト削減に寄与するほか、特に外航航路においては輸送時間のメリットが大きく、八戸港の利便性が更に高まることによって、新たなコンテナ貨物の創出が期待できることから、県や八戸港国際物流拠点化推進協議会と連携しながら取り組んでおります。

これまでの取組により、コンテナ貨物取扱量は平成27年から5万TEUを超えるとともに、実入りコンテナも3万TEUを超えておりましたが、国際情勢の変化や中国による日本産の水産物輸入停止の影響等により、令和5年以降4万TEU台で推移している状況です。

また、コロナ禍以降、物流環境は大きく変化し、船会社においても、燃油等物

価高騰に伴うコスト増加等により、輸送の効率性や採算性に基づく寄港地の選択と集中が進められております。

一方、日本国内においては、トラックドライバーの時間外労働の上限の規制や高齢化に伴い、輸送能力の不足が懸念される「物流問題」への対応が急務となっております。

市といたしましては、このような社会情勢を踏まえ、コンテナ航路の維持・拡大に向けた取組はますます重要となっており陸上輸送事業者はもとより、コンテナ海上輸送を含めた物流業界全体での対応が必要であると認識しております。

市といたしましては、船会社や物流事業者、荷主企業等からの情報収集やデータ分析を進めるとともに、苫小牧港や仙台塩釜港など他港との連携を図りながら、国内外への積極的なポートセールスを行うことにより、内航・外航コンテナ航路の誘致に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(7) 八戸港の国際拠点港湾への指定

国内において国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として、国際戦略港湾5港と国際拠点港湾18港が定められており、東北・北海道では、仙台塩釜・室蘭・苫小牧の3港が国際拠点港湾として指定されております。

八戸港は、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の海上輸送網の拠点として、全国に102港ある重要港湾の一つとして指定されており、全国の港湾の利用実績で比較すると、令和4年の港湾取扱貨物量は26位、令和5年速報値の海上コンテナ取扱貨物量は38位となっているなど、北東北の国際物流拠点としての役割を担っていることから、国際拠点港湾への指定は、八戸港の整備促進並びに地域の振興発展にとって重要であると認識しております。

現在、国際拠点港湾への指定に向けては、八戸港の利便性や魅力をPRし、利用促進につなげるため、貴会議所より後援いただいた首都圏及び中部圏での八戸セミナーや、国内外の企業に対する積極的なポートセールスを実施しており、今年度の国への総合要望活動でも「八戸港の国際拠点港湾の指定」を重点事項の一つとして掲げているところであります。

市といたしましては、今後も官民が連携して八戸港の利用拡大を図り、八戸港の重要性の発信に努めるとともに、引き続き国際拠点港湾への指定について国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(8) 悪天候時における安定的な荷役のための防波堤の嵩上げ

気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化が予想されている中で、既設防波堤の嵩上げは越波の低減に有効と考えられるため、防波堤の嵩上げについて国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(9) 港内作業船等の泊地確保

令和5年度より、国において、行政及び港湾関係者を対象とした「八戸港利

活用勉強会」を開催し、八戸港の今後の利活用について検討を行っているため、港湾関係者の意見が反映されるよう、本勉強会を活用しながら国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

◎ 8. 国道 340 号三日町・十三日町区間の早期再整備

市では、中心街のメインストリートである国道 340 号三日町・十三日町区間を、居心地が良く歩いて楽しい「ひと」中心の空間へ転換するため、令和 4 年度から一般市民や沿道関係者との勉強会を重ね、令和 5 年度には実証試験「みちニワ」を実施し、令和 6 年 7 月には、勉強会での意見や実証試験の結果を踏まえ、再整備の方向性を示す「八戸市中心街ストリートデザインビジョン」を策定したところでもあります。

メインストリートの再整備においては、歩道や附属構造物の劣化といった喫緊の課題への対応は勿論のこと、沿道機能の多様化や車両交通量の減少といった変化に適応しながら、次世代に繋ぐまちづくりの観点から、中長期的な視点をもって車歩道一体的な整備を目指すものであります。

今年度は、市が「八戸市中心街ストリートデザイン検討会議」及び付随するワーキンググループを設置し、多様な関係者の意見を聴取しながら、多角的な視点でビジョンの実現に向けた検討と検証を行っているところであり、今後は、具体的な再整備案を関係者に示しながら、線形や歩車道分離の構造といった基本方針を「街路再整備方針」として定めていくところでもあります。

また、道路管理者の青森県とは、「街路再整備方針」策定以降の事業の進め方について協議を行ってきたところであり、本年 8 月の「知事と市町村長との協議の場」において、県知事から令和 9 年度の事業着手の意向が示されたことは、再整備の早期実現に向けて大きく前進したものと捉えております。

市といたしましては、今後も県との連携を一層緊密にしながら、令和 8 年度中を目途に、多様な関係者が歩み寄ることのできる「街路再整備方針」を策定することで、県による事業化へと着実に繋げてまいりたいと考えております。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

【担当課：建設部 道路建設課】

II. 重点要望事項

◎ 新規要望事項

■ 中小企業振興・景気対策等

1. 地域経済の好循環実現に向けた販路拡大・海外展開支援の継続・強化

◎ (1) 海外展開事業の継続・強化

人口減少や高齢化により国内市場が縮小する中、海外への販路拡大は企業の将来に渡る事業継続や地域経済の活性化に必要であることから、市では、北米や東南アジア等を対象としたプロモーションやデモ販売、バイヤーとの商談会を開催し、地場産品等の輸出促進に取り組んでおり、令和 7 年度には、米国オレゴン州の宇和島屋ビーバートン店からのバイヤー招聘と現地店舗でのフェアの開催、シンガポールの日系スーパーマーケットでのフェア開催と商談会をそ

れぞれ実施しているところであります。

一方、国においても、2025年に2兆円、2030年に5兆円という輸出額目標を達成するため、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定して、省庁の垣根を超えて食品等の輸出拡大に取り組んでいるところです。

市では、海外への販路拡大の重要性はより増している状況にあると認識していることから、引き続き海外市場の情報収集等に努めるとともに、挑戦する中小企業を後押しするため支援策の継続・強化を検討してまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

◎ (2) 国内市場における販路拡大および売上向上への支援

貴会議所では、景気動向に左右されない自立的な地域循環型経済の構築を目指し、平成21年度から「地元購買」「地場産品愛用」「八戸ブランドの応援」の3つを基本コンセプトとした「Buy はちのへ運動」を推進し、地域ブランドの認知度向上や魅力創出を通じた地域経済の好循環と活性化に御尽力いただいていたところでもあります。

一方、市では、「食」を核とした地場産品の販路拡大及び地域経済の活性化を、「食のまち・八戸事業」として重要施策に位置付け、各種取組を推進しております。

今年度からは、新たに食の専門家による検討会を創設し、地域ならではの食文化の深掘りと新たな観光コンテンツの開発を進めているほか、全国的に注目度の高い北海道庁旧本庁舎「赤れんが庁舎」や、「羽田空港」でのプロモーションを展開し、いずれも私自身がトップセールスとして八戸の魅力を直接発信し、観光・食・文化を一体的にPRしております。

また、従来から実施している8baseでの、八戸圏域のプロモーションイベントや、市の食や食文化を県内外にPRする活動に対しては、補助金の交付を通じて引き続き支援しております。

現在、少子高齢化・人口減少の一層の進展による市内及び国内マーケットの縮小が見込まれる中、今後も地域経済が持続的に成長していくためには、既存の取組に加え、海外を含めた域外の需要の獲得が、大変重要となっております。

こうした新たな需要を確実に取り込むためには、地域事業者の販路拡大及び地域活性化を一体的に進めることが必要であり、そのためには地域事業者の視点・理解・協力が不可欠であると考えております。

市といたしましては、今後もより丁寧に意見を伺い、施策の実効性を高める方法を検討し、次なる展開へつなげてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

2. 「物流の2024年問題」への支援

- (1) 荷主・元請の監視強化等の商慣行改善に向けた取組への支援
- (2) トラックドライバーの賃金水準向上に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等の取組への支援
- (3) トラックドライバーの人材確保への支援

(4) 運賃の値上げによる荷主（生産者・製造業者等）の費用負担増加に対応する支援

(5) 大都市圏からの距離的ハンデに伴う商品の価格上昇に対する支援

令和6年4月1日から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が適用されたことにより、トラック運送事業者における売上減少やドライバーの離職・収入減少とともに、物流の輸送力低下が、懸念されております。

特に、首都圏をはじめ大都市圏から地理的に遠く離れている北東北エリアにおいては、この問題の影響が大きく、早急に対応すべき課題であると認識しております。

市では、国の施策である「物流革新に向けた政策パッケージ」等を踏まえ、規制的措置の監視や指導の強化、並びに燃料費及び物価高騰の影響により、厳しい経営環境にあるトラック輸送事業者に対して事業継続に向けた財政的な支援を講ずるよう、東北市長会を通じ、国への要望案を提出しているほか、青森県市長会の県政への提言事項として、この問題に対する対策の強化を提案しているところであります。

また、大消費地からの距離的ハンデがあることを踏まえ、八戸港を利用した海上輸送との組み合わせによる効率的な物流に資するよう、「八戸港国際物流拠点化推進協議会」として各種補助制度を実施しております。

これに加え、令和6年度より、八戸地域の産学官金の関係者による「八戸地域物流問題懇談会」を開催し、八戸地域における円滑な物流環境の維持及び将来にわたって発展できる物流網の形成のための方策を検討しているほか、市独自の取組として、「八戸市物流効率化支援補助金」や、「モーダルシフトトリアル補助金」などの物流関連の支援事業に取り組んでおります。

さらに、人手確保につきましては、八戸市無料職業紹介所において、求職者への求人情報の提供や職業紹介、職業相談を実施しているほか、無料ウェブサイト「八戸都市圏ジョブ市場」により、圏域事業所への求職者情報の提供等を通じて、求人・求職のマッチング支援を行っているほか、未就職者の早期就職及び非正規雇用者の正規雇用転換への支援として、厚生労働大臣指定教育訓練講座等の受講料を助成する「フロンティア八戸職業訓練助成金制度」を実施しており、大型自動車第一種免許の取得などに活用いただいております。

また、企業に向けた人材確保・職場定着の支援としては、県内外への情報発信力の強化や採用力向上を支援するためのセミナー及び個別相談を実施する「地域事業所人材獲得支援事業」や人的資本経営と経営戦略に連動した人材戦略の推進を支援するためのセミナー及び個別相談を実施する「社内人材育成支援事業」を実施してまいります。

そのほか、令和7年度は、大学生を主なターゲットに、八戸地域の物流の現場を知ることにより、就職の際の選択肢として認識してもらうことを目的とした八戸地域の物流関連企業のバスツアーを実施する取組や高校生や大学生を主なターゲットに、市内企業の認知度向上を目的とした体験型展示会「はちのへ企業魅力発信×発見フェア」といった新たな取組も始めております。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

3. 公共工事における働き方改革の推進

平成 31 年 4 月の労働基準法一部改正により、建設業においても令和 6 年 4 月 1 日以降は時間外労働の罰則付き上限規制が適用となり、市では建設工事における時間外労働の削減は官民一体となって取り組むべき課題として認識しております。

また、令和 6 年 6 月に持続可能な建設業の実現と必要な担い手の確保を目的とする「第三次・担い手 3 法」の改正が行われました。

市では令和 6 年度から週休 2 日確保工事を発注しており、その経費には、月単位での達成を前提とした補正值を採用することで、実施方法の細分化を図っております。

今後も、国が進める働き方改革の方針に基づき、引き続き公共工事における適切な工期及び予算の設定、関係書類の軽減、事務処理の簡素化、効率化に取り組んでまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

4. 中小企業のデジタル化・DXに対する支援

(1) 中小企業が取り組むデジタル化・DX推進に対する支援の強化

少子高齢化・人口減少を背景とした労働力不足がますます深刻化する中、市内の中小企業者におきましても、デジタル技術を活用した生産性向上や省力化は喫緊の課題であると認識しております。

このことを踏まえ、市では、専門的な知見を有するコーディネーターを地域企業に派遣する「八戸市地域企業課題解決支援事業」において、令和 6 年度から新たにデジタル分野を専門とするコーディネーターを委嘱し、企業訪問や伴走支援を通じて、市内の中小企業者が実施するデジタル化・DXの取組を後押ししております。

また、財政的な支援といたしましては、市内の中小企業者がデジタル化・DXに向けて「青森県『青森新時代』への架け橋資金特別保証融資制度（DX）」を利用して資金調達を行った場合に、県と連携して信用保証料の全額を補助しており、資金面での支援も継続しております。

市といたしましては、国、県、その他の関係機関と連携しながら、こうした事業を引き続き実施するとともに、生成 AI をはじめとする新たな技術動向や事業者の皆様のニーズを的確に捉え、支援内容の更なる充実に努めてまいります。

また、八戸地域の企業間のヨコの連携の強化を図り、地域全体のデジタル化に向けた機運の醸成を図ることを目的として、令和 7 年度は、はちのへ IT フォーラムや各種ワークショップの開催を行う「いきいきとしたデジタル社会推進事業」を展開していましたが、令和 8 年度以降はこれらをさらに発展させた新規事業を検討しております。

【担当課：総務部 情報政策課】

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(2) 地域経済を支えるデジタル人材の育成・確保

令和7年度は、デジタル人材の育成や地域企業間のネットワーク形成を目的に、「いきいきとしたデジタル社会推進事業」を実施し、IT業界を志望する学生と現役技術者とのミートアップ、高齢者向けスマホ教室の指導者養成ワークショップ、SNSを活用した中心街活性化セミナー、デジタル人材が協働するハッカソンなど、多角的な取組を展開しました。

令和8年度は、これらの成果を踏まえ、若者・学生・企業人材が連携し、地域課題の解決や新たな事業創出につながるアイデアソンやハッカソン等を通じて、実践的なスキルを持つデジタル人材を育成する「(仮称)ハチノヘDXラボ推進事業」を実施します。

この取組を通じて、地域企業のデジタル化の加速、若者の地元定着、さらには新産業の創出につなげることを目指します。

また、令和7年度に実施したノーコード・ローコードツール研修をさらに発展させ、令和8年度以降は生成AIの活用の特化した研修を新たに実施します。

この研修は市職員に加え、民間企業や一般市民にも広く参加を促し、官民が一体となってAI・DXを活用できる人材の裾野を広げ、地域全体でデジタル化の取組を進めてまいります。

【担当課：総務部 情報政策課】

(3) 企業における八戸市への各種届出・申請等のデジタル化の推進

令和6年11月に市民向け手続として導入した「はちのへスマート窓口」のシステムを活用し、令和7年度からは事業者向け各種申請手続についてもオンライン化を進め、パソコンやスマートフォンから申請が可能となっています。

令和7年度の導入では、営業許可の変更・廃業に係る届出、建築関係諸証明交付申請、口座振替受領申出票、自動車臨時運行許可など、10の手続を対象としました。

令和8年度以降は、これらの取組をさらに発展させ、事業者ニーズや利用状況を踏まえながら、対象手続の拡大を図るとともに、利便性の向上や業務効率化に資する機能強化を進めてまいります。

引き続き、事業者の皆さまがより手軽に手続を行える環境の整備に取り組んでまいります。

【担当課：総務部 情報政策課】

5. 八戸北インター第2工業団地の着実な整備促進と地元企業の優先活用

八戸北インター第2工業団地の整備促進につきましては、平成29年度に基本計画を策定して以来、調査、測量、実施設計、用地買収、工事等を進めてまいりました。令和6年度に区域全体の造成工事が終わり、現在は今年度末の完成を目指している第1工区の調整池や道路等の整備を進めているところであります。今後は第2工区の整備を進め、同工業団地の早期完成に向けて着実に本事業を推進してまいります。

また、誘致企業進出に伴う地元企業の優先活用及び地元経済関係団体への入会につきましては、企業進出時の設備投資に伴う建設工事等による短期的な経済効

果に加え、資材や部品の受注、施設のメンテナンスや物流面などの新たな企業間取引による継続的な経済効果、さらには企業間連携による新事業・新市場の創出等、市の地域経済の活性化に直結するものであることから、引き続き、誘致企業に対し積極的に働きかけてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

6. 八戸港水揚げ増加に向けた取組の推進

(1) 漁船誘致活動への支援策の充実・強化

市では、官民一体となった効果的な漁船誘致活動による水揚げ増大を目的として、令和4年度に市・卸売業者・廻船問屋組合の3者で「八戸漁港漁船誘致推進委員会」を組織しております。

これまで県外のまき網船を中心に船主を直接訪問し、八戸沖や三陸沿岸で漁場が形成された際の八戸港への水揚げを依頼するとともに、水揚げ船に対しては御礼品の提供や市内浴場施設の入浴券配付などを実施し、県外船の漁港利用促進及びサービス向上に努めてまいりました。

また、昨年度に引き続き、現場の責任者であり水揚げ港の決定権を持つ漁労長が集まる会議の場に赴き、八戸港への継続した水揚げを依頼したところであります。

今後、船主や漁労長らと直接意見交換を行う機会を継続的に設けるなど、卸売業者や廻船問屋組合と連携しながら、より実効性の高い漁船誘致活動を展開してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(2) 北海道・東北各地で水揚げされた水産物の多様な集荷への支援

近年、水産資源の減少や海洋環境の変化等により、全国的に水揚げが減少している中、八戸港においても、主力魚種であるスルメイカやサバの水揚げが減少し、これらを加工原料とする水産加工業者は、原料調達が困難になるなど大変厳しい状況にあるものと認識しております。

このような状況の中、卸売業者である株式会社八戸魚市場は、令和5年度より秋田県男鹿市の定置網漁業者と連携し、陸送による第二魚市場での鮮魚の販売を始めたほか、近隣の漁業者にも交渉を進め、本年、新たな漁業者が陸送による販売を始めるなど、集荷の拡大に努めております。

市といたしましては、漁船の誘致活動の更なる強化を図るとともに、遠方から八戸港に水産物を陸送した際の優位性がある取組について、他都市の事例を参考にしながら、効果的に支援できるよう検討してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(3) 原材料の多角化や付加価値向上に取り組む水産加工業者への支援

水産資源の減少や海洋環境の変化等により全国的に水揚げが減少している中、八戸港においても、主力魚種であるスルメイカやサバの水揚げが減少し、これらの魚種を主な加工原料とする市の水産加工業者は、原料の調達が困難になるなど、

大変厳しい状況にあるものと認識しております。

このような状況の中、市の水産加工業が持続的に発展していくためには、スルメイカやサバに代わる新たな魚種を活用した加工品の開発や、ブランド化による付加価値の向上が必要と考え、市では、新商品の開発に向けた試作品の製造に要する経費を支援しているほか、「八戸市水産物ブランド認証制度」を創設し、市で製造された安心・安全・高品質な水産加工品のブランド認証を行うことで、八戸産の水産加工品の認知度向上や消費拡大などに取り組んでいるところであります。

また、国においては、加工原料の転換等により原材料不足に対処し、環境負荷の少ない原材料調達を行う取組等に要する経費を支援しているほか、日本政策金融公庫では、新商品の開発や加工原料の転換に向けた加工機器を購入するための資金の貸付けを行っております。

市といたしましては、国などの支援制度との役割分担を図りつつ、関係者の皆様からの御意見のほか、他都市の取組なども参考にしながら、引き続き、水産加工業者への支援の充実に取り組んでまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(4) 水産加工処理機能（食品加工、冷凍冷蔵、ミール製造等）の維持・強化

当市の水産加工業者においては、八戸港の水揚げ量の大幅な減少により原魚の確保に苦慮されていることに加え、光熱費や資材等の高騰が経営を圧迫していることから、経費を削減するため、製造設備の一部を休止している事業者もあると伺っております。

加工品の製造設備につきましては、長期に渡り稼働している旧型のものや、経年劣化により繰り返し修繕しているものも多いと推察されますが、一台当たりの更新費用が高額となることから、経営状況が厳しい中での設備更新は大変難しいものと認識しております。

このような状況の中、国においては、複数の事業者による鮮度保持施設や加工処理施設等の共同利用施設の整備等を支援しているほか、日本政策金融公庫では、新商品の開発や加工原料の転換に向けた加工機器の購入資金及び付随する運転資金について長期かつ低利な貸付けを行っております。

市といたしましては、旧型の設備や老朽化した設備での加工品製造は、生産能力の低下や維持管理費の増大が懸念されることから、これらの要因により水揚げの機会損失に繋がることのないよう、関係者の皆様からの御意見のほか、他都市の事例を参考にしながら、設備の更新に対する効果的な支援策を検討してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(5) 八戸に集荷された魚種の栄養成分（粗脂肪分等）分析の実施

八戸港に水揚げされた魚の栄養成分分析については、これまで「八戸前沖さば」の認定のため、サバのまち八戸協議会において粗脂肪分等の調査が行われてきたところであり、同協議会が認定した日本一脂がのった「八戸前沖さば」は、市を代表する食ブランドとして定着し、水産業の振興や観光誘客の促進など、地

域経済の活性化に大きく貢献しております。

一方、近年の八戸港では、サバの水揚げ数量が1万トンを下回る極端な不漁に見舞われており、早期の資源回復が困難な中であって、水産、観光、飲食等の地元関係者からは、新たな魚種のブランド化を望む声が大きくなっています。

八戸港には季節ごとに多種多様な魚介類が水揚げされ、それらの中には漁獲が比較的安定し、品質面でも新たな食ブランドになり得る可能性を持った魚種もあり、ムラサキイカやキンメダイなどがその一例として挙げられます。

また、当市の水産加工業界には、それらの魚の良さを引き出す高い加工技術も蓄積されていることから、関係業界と意見交換を行いながら、新たな魚種のブランド化について可能性を探るとともに、具体化した際には栄養成分分析の実施についても検討してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(6) 魚市場の設備機器の保守修繕に係る予算確保と緊急時の早急な対応

魚市場の設備機器の保守修繕については、主に定期点検や法定検査で指摘された不良箇所は年次計画により、また、突発的に発生する故障や破損については、緊急性や優先度を考慮し、予算の範囲内において随時、早急な修繕等を実施しております。

特に、第一魚市場の設備機器等については、導入から年数が経過しているものが多いことから、今後とも、必要な予算の確保に努め、設備の故障や破損により水揚げ作業に支障をきたすことがないように、計画的な修繕を実施するとともに、老朽化が進む第一魚市場の今後の運用方針を含む魚市場施設の今後のあり方については、本年4月に新たに設置した「魚市場の今後のあり方専門部会」において、関係者の皆様の御意見を聞きながら検討を進めてまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

■都市基盤整備

1. 三陸沿岸道路の更なる整備・機能強化

- (1) 追越車線を含む将来的な4車線化の推進**
- (2) ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化**
- (3) 長距離運転に対応したガソリンスタンドやサービスエリアの新設**

令和3年12月に全線開通いたしました三陸沿岸道路は、災害時には緊急避難路や緊急輸送道路の機能を担うほか、「三陸復興国立公園」への観光客誘因による観光産業の活性化、救急患者搬送時間の短縮による救急救命率の向上、物資輸送の円滑化、三陸沿岸地域と北海道が八戸・苫小牧間のフェリー航路を經由して繋がったことによる物流拡大と観光客の流入拡大等、多方面にわたる整備効果が発現しております。

市といたしましては、三陸沿岸道路の整備効果が最大限に発揮され、三陸沿岸地域のさらなる発展と活性化につなげるため、

- ・速達性や定時制を確保するための追越車線を含む将来的な4車線化及びハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化
- ・長距離運転手や観光客などの利便性向上のためのガソリンスタンドやサービ

スエリアの新設

について、八戸・久慈自動車道整備利活用期成同盟会等を通じて引き続き国・県に対し働きかけてまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

◎ 2. 八戸港アクセス道路の開通に向けた整備計画の作成

重要港湾である八戸港は、国際コンテナ定期航路、京浜港と繋がる国際フェーダー航路、フェリー航路及びRORO船定期航路が就航しており、北東北と国内外を結ぶ重要な物流拠点となっております。また、令和3年12月に三陸沿岸道路が全線開通、令和5年7月にはRORO船定期航路が増便したことから、八戸港の物流拠点としての重要性がより一層増すものと期待されております。

しかしながら、八戸港から三陸沿岸道路へ繋がるルートは、市街地や住宅街等の渋滞箇所を通らなければならないため、アクセスの良い東北自動車道への依存が続いていることは認識しております。

市といたしましても、八戸港と三陸沿岸道路を結ぶアクセス道路は、八戸港の物流拠点としての効果を最大限に発揮するとともに、三陸沿岸道路の利活用促進、物流の効率化、地域経済の活性化のために必要であると考えており、三陸沿岸道路の更なる整備・機能強化に合わせ、アクセス道路の整備計画作成について関係機関と協議を行い、国・県に要望してまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

3. 「八戸～青森間」における高規格道路網の整備・機能強化

「八戸～青森間」は、八戸自動車道、百石道路、第二みちのく有料道路に加え、令和4年11月に全線開通した上北自動車道により、八戸ジャンクションから七戸北インターチェンジまでが自動車専用道路で結ばれ、みちのく有料道路とその前後の県道を使うことで、所要時間は約1時間半に短縮されました。

市といたしましては、八戸市と青森市を結ぶ高規格幹線道路ネットワークは、県土の一体的な発展に加え、物流や観光等の地域経済活性化のほか、救急医療搬送や災害発生時の緊急支援においても重要な役割を担うことから、東北縦貫自動車道八戸線「七戸～青森間」の機能強化と県道後平青森線の後平バイパスの早期完成について、引き続き国・県に対し要望してまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

4. 都市計画道路白銀市川環状線(3・3・8号)の全線早期完成

都市計画道路3・3・8号白銀市川環状線(主要地方道八戸環状線)は、白銀町を起点として市川町へ至る、市の外環状道路として位置づけられている重要な路線で、全体延長約21kmのうち約16.3kmが供用済みであり、現在、尻内工区(約1.3km)、天久岱Ⅱ期工区(約2.5km)、市川町Ⅱ期工区(約0.9km)の約4.7kmは、事業主体である青森県において整備が進められております。

各工区の現状について、尻内工区は、平成26年度に事業着手され、今年度も、橋脚工事を重点的に進めるほか、用地補償、舗装工事等が行われております。

また、天久岱工区は、平成25年度に事業着手され、北側となるⅠ期工区が平

成 30 年 9 月に部分供用されており、今年度も南側となるⅡ期工区において用地補償及び道路改良工事等が進められております。

市川町Ⅱ期工区は、令和 4 年度に事業着手され、今年度は用地補償と道路改良工事が行われております。

市といたしましては、本路線の早期全線開通に向けて、引き続き県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

5. 都市計画道路沼館三日町線(3・5・1号)の早期完成及び本八戸駅通線のコミュニティ道路の整備

県が実施している都市計画道路 3・5・1 号沼館三日町線の整備につきましては、これまでに道路用地の取得、埋蔵文化財発掘調査、電線共同溝整備工事、道路改良工事と着実に事業が進められております。県からは、今年度は八戸市庁前ロータリー付近の電線共同溝整備及びロータリーから国道 340 号までの舗装工事を行い、次年度以降も順次整備を進めていく計画であると伺っております。

また、市では、県から移管を受けた旧道について、駅通りを利用する方にとって、歩いて楽しいコミュニティ道路として再整備する計画であり、今年度は電線共同溝整備に支障となる地下埋設物の移設工事と電線共同溝整備工事を実施しております。

市といたしましては、引き続き都市計画道路の早期完成を県へ要望するとともに、県事業と連携を図りながら本八戸駅通りの整備を進めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

■まちづくり・観光振興

1. 中心市街地活性化に係る支援

(1) 三日町から十三日町街区で実施されるイベントに対する補助制度の継続

三日町から十三日町街区で開催される「八戸七夕まつり」は、商店街関係者に止まらず、多様なメンバーで構成する「中心街委員会」による事業企画や当日従事といった新たな運営体制により、令和 5 年度に 4 年振りとなる再開に漕ぎ付け、令和 6 年度からは、新たに、市民参加型のストリート七夕飾りや企業広告の実施など、多様な主体が関わりながら持続可能な形で賑わいをつくる「市民のまつり」として定着してきていると捉えております。

さらに、令和 7 年度は「七夕やぐら」による大型飾りの復活など、新たな取組も試みているところであります。

また、「はちのへホコテン」は、令和 5 年度から、中心街を若者の活動の場としてまちづくり人材の育成に繋げることを目的として「高校生ホコテン」を実施し、令和 6 年度以降も、参加校を拡大しながら、各校の特色を活かしたステージイベントやブース出展によって、大いに賑わいを見せるとともに、運営面への生徒の参画や高校生合同企画の実施などにより、まちづくり人材の育成に寄与していると考えております。

市といたしましては、「八戸七夕まつり」並びに「はちのへホコテン」それぞれの中心市街地活性化やまちづくりにもたらす効果を検証し、また、収支状況を

精査しながら、補助制度の継続について検討を行ってまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

(2) まちづくり会社等が実施する遊休不動産活用事業への支援

中心市街地の遊休不動産の活用につきましては、八戸市中心市街地活性化協議会が実施主体となり、市、八戸商工会議所、株式会社まちづくり八戸の三者が連携して対策を検討しているところであります。

今年度は、空き店舗率の高い十三日町や十六日町を中心に遊休不動産の調査を行いながら、現在、空き家となっている店舗兼住宅物件を主な対象として、不動産関係者等と連携しながら「まちなか空き物件活用モデル構築調査事業」に取り組んでいるところであります。

調査事業では、空き家の活用やコンバージョン事例についてヒアリング等を行い、こうした物件の流動化に必要な法的手続きや手順などの情報をモデルケースとして広く周知し、同様のケースの参考に資することで遊休不動産の解消に繋げていくものであります。

また、遊休不動産の所有者と直接交渉を行いながら、サブリース事業をはじめとする物件流動化策についても検討しているところであります。

今後も引き続き、八戸市中心市街地活性化協議会が実施主体となり、より一層三者が連携し、遊休不動産の調査、掘り起こしを継続しながら、物件情報の集約や所有者の貸出意識の醸成を図るとともに、遊休不動産活用の手法及び市による支援制度について検討を行ってまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

2. 中心市街地における歩行環境の整備促進

(1) 主要地方道八戸大野線三日町から大工町区間の整備促進

主要地方道八戸大野線の三日町から大工町に至る延長約 350m の区間につきましては、事業主体である青森県が、平成 30 年度より電線共同溝整備事業に着手しており、令和 4 年度より十六日町交差点からゆりの木通りまでの区間において、電線共同溝の整備工事に着手し、引き続き今年度も整備工事を実施しております。

同区間は、市が平成 16 年度に策定した「くらしのみちゾーン基本計画」のゾーン内に位置しており、中心市街地活性化の観点からもその整備が強く望まれていることから、県に対して、引き続き早期の完成を要望してまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

(2) 八戸市中央駐車場からヤグラ横町区間の整備促進

中心市街地における安全で快適な歩行環境の整備を進めるため、市では、平成 16 年度に「くらしのみちゾーン基本計画」を策定し、この計画に基づき各道路管理者が電線地中化及び歩道のバリアフリー化の事業に取り組んでおります。

御要望の八戸市中央駐車場からヤグラ横町手前までの区間の市道中央停車場線につきましては、今年度から水道管の移設補償を実施しており、令和 8 年度以降も引き続き水道管やガス管などの地下埋設物の支障物件の移設補償を行った後、電線共同溝整備工事に着手し、順次歩道・車道の舗装工事などを行う予定として

おります。

【担当課：建設部 道路建設課】

(3) 都市計画道路城下中居林線(3・4・9号)の整備促進

都市計画道路城下中居林線(3・4・9号)の整備促進について御要望のありました区間は、本八戸駅方面から屋内スケート場を含む長根公園方面及び中心市街地方面へ通じる重要なアクセス道路となる区間であり、当該区間を整備することにより、歩行者の安全で快適な通行環境が確保され、また、自動車交通の円滑化が図られるとともに、災害時には避難路としても機能することとなることから、地域の交通利便性と防災性の向上に寄与する重要な路線であります。

当該路線は、昭和47年に都市計画決定された売市地区の土地区画整理事業において整備される予定でありましたが、近年の社会経済状況を踏まえ土地区画整理事業によらず個別の道路に関する事業により整備する方針に切り替え、令和2年度から測量調査業務などを実施し、地区整備計画の案について地権者など関係者との合意形成を図り、市議会にも報告したところであります。令和7年度は土地区画整理事業の廃止や都市計画道路の線形変更、地区計画の策定などの都市計画手続きを進めております。

今後は、国や県と協議しながら有利な国庫補助制度の活用など財源の確保に努め、早期の事業化を目指してまいります。

【担当課：都市整備部 都市政策課】

3. 観光振興に対する支援

令和6年度の市内宿泊者数は78万9,533人で、コロナ前の水準にはまだ届いていませんが、概ね同程度まで回復しています。

また、インバウンドのうち、宿泊者数については、八戸圏域で2万6,042人となり、コロナ前の令和元年度の実績を上回っています。

一方で、アフターコロナの今、観光客のニーズだけでなく、受け入れる側の環境や意識も変化し、観光を取り巻く状況は大きく変わっています。

こうした変化に対応するため、市では、官民が連携して総合的・戦略的に観光振興を進めるため、「ハマる、ハチノへ」観光振興プランを策定し、さらにその具体的な取り組みを示すアクションプランも策定したことから、これらのプランを柱として、観光振興に力を入れて取り組んでいます。

市といたしましては、より一層、観光を産業として地域に力強く根付かせ、地域の魅力向上や雇用の創出、関係人口の増加につなげていくため、貴会議所観光委員会やVISITはちのへと連携・協力しながら、各種観光施策に取り組んでまいります。

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

4. 三陸復興国立公園の観光客受入環境の整備

◎(1) 主要地方道八戸階上線の鮫角灯台下から、葦毛崎展望台までの道路拡幅と歩道の整備

みちのく潮風トレイルは、種差海岸が三陸復興国立公園に指定された平成25

年 11 月に、東北太平洋岸自然歩道として蕪島から岩手県久慈市までの区間が部分開通し、令和元年 6 月に福島県相馬市までの全線約 1,000km が開通しました。

そのトレイルコースでもある主要地方道八戸階上線の鮫角灯台下から、葦毛崎展望台までの区間については、道路が特に狭隘であることから、国立公園に指定される以前の平成 20 年度から、道路を所管する青森県へ道路拡幅と歩道整備の早期実現について要望しているところです。

みちのく潮風トレイルの起終点として、国内外から注目を集める種差海岸は、インバウンドを含めた更なる観光客の増加が見込まれており、歩行者のためのスペース確保などの安全対策も含めた対応を、引き続き青森県に対して要望してまいります。

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

◎(2) 交通アクセスの改善（二次交通）

交通アクセスの改善（二次交通）につきましては、観光振興を進める上で重要な課題と認識しております。

市では、JR 八戸線の利用促進を図るとともに、JR に対しては八戸駅発鮫駅行き列車の終着駅を種差海岸駅に延長することについて要望しており、今後も関係機関と連携しながら鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、市が運行費を負担している「種差海岸遊覧バスうみねこ号」は、蕪島や種差天然芝生地など主要観光スポットを結んでおり、アクセスの良さから多くの市民や観光客にご利用いただいております。

さらに、VISITはちのへ及び地域のツアー会社によるレンタサイクル事業の展開などにより、種差海岸エリア内での移動の利便性や回遊性の向上にも取り組んでおります。

今後も、こうした取組を通じて交通アクセスの充実を図り、観光客の利便性向上と地域の魅力発信につなげてまいります。

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

◎(3) インバウンド対策のための案内板等の多言語対応の強化

近年、三陸復興国立公園を訪れる外国人観光客やみちのく潮風トレイルのハイカーは増加しており、国立公園を管理する環境省においても、訪日外国人に上質な観光サービスを提供し、相応の対価を得て地域への経済効果を高めるために、案内板等の多言語化のほか海外へのプロモーションやキャッシュレス化など、誘客や受入れ体制の強化が課題であると捉えられております。

市の国立公園内においても、適正な保護と利用の推進を図るために環境省が設置した案内板をはじめ、名勝を解説したものや観光案内・注意喚起など、市や地元団体が設置した様々な案内板がありますが、老朽化したものも多く、多言語化に全て対応しているとは言い難い現状であります。

環境省では、国立公園のさらなる上質化のために、案内標識や看板について多言語化のほかに整理統合や意匠の統一を図りたいとの意向であることから、市としては既存の看板更新の際には、多言語化を進めると同時に国の意向を踏まえた看板の整理や統一を進め、より魅力的な国立公園となるよう各設置者と協議しな

がら進めてまいりたいと考えております。

また、国立公園内だけでなく、Google マップを活用した宿泊や飲食などの情報発信や、JR 八戸駅における、みちのく潮風トレイル及び八戸十和田トレイルのインフォメーション強化を行う八戸エリアゲートウェイ推進事業などを通じて訪日外国人旅行者の受入環境整備を進めてまいります。

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

◎(4) みちのく潮風トレイルの歩行環境の整備

種差海岸は、三陸復興国立公園の北の玄関口として、また、みちのく潮風トレイルの起終点として、国内外から注目が集まり、インバウンドを含めた更なる観光客やハイカーの増加が見込まれており、今後も利用者の利便向上と安全確保を図る必要があります。

市においては、国立公園の適正な保護と利用の推進を図るため、環境省が策定した「国立公園管理運営計画」に基づき、遊歩道周辺の清掃や草刈りなどの風致保護のほか、国や県の補助制度を活用して破損した擬木柵や路面の補修、沿道の各公衆トイレの修繕等、適正な維持・管理に努めています。

その中でも、みちのく潮風トレイルは、通常の歩道として有すべき安全性を確保し、維持することが設置主体に求められており、今後とも環境省や地元関係者と連携し状態の把握に努め、安全で快適な利用促進につながる環境を整備してまいります。

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

◎5. 八戸三社大祭の運行に係る道路環境の整備

八戸三社大祭は、例年 100 万人を超える入込客数を数える、市を代表するお祭りであり、その豪華絢爛な山車は、多くの観光客を引きつける重要な魅力の一つとなっております。

特に、山車を「全開」の状態を観覧したいという声は多数寄せられており、市としても祭りの魅力を最大限発揮できる運行環境の整備が重要と認識しております。

一方で、電線・電話線の移設や地中化、道路案内看板の可動化などの対策には、関係機関との協議に加え、相当規模の費用負担が生じることから、技術的要件や事業効果を踏まえた上で、慎重な判断が求められます。

引き続き、八戸三社大祭の円滑かつ魅力溢れる運行が可能となる環境の確保に向け、八戸三社大祭運営委員会をはじめとした関係機関及び関係部署との課題共有を進めつつ、総合的な検討を行ってまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

■社会課題等

1. SDGsに基づく海洋ごみ回収事業の継続

2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標である SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、誰一人取り残さない社会

を実現するための取組が世界各地で進められております。

令和元年6月24日に貴会議所水産部会及び水産関係団体5団体が「八戸港版・SDGs推進宣言」を行い、水産都市八戸を構成する主要な関係者として目標達成に向けた取組を定めたことを踏まえ、市では海洋ごみ回収事業を拡充し、従来から行っていた海岸漂着物等の回収に加えて、各漁業団体と連携し、操業中に漁網等にかかった入網ごみの回収や、沖合底引き網漁船による海底ごみの回収等を行ってまいりました。

市といたしましては、SDGsの目標14に掲げる「海の豊かさを守ろう」の推進のため、今後も海洋ごみの回収体制の維持に努めてまいりますが、海洋ごみの発生原因は多岐にわたり、また相当広い範囲に分布していると考えられ、沿岸自治体のみでの対応には限界があることから、国・県の制度を活用しながら、貴会議所をはじめとする関係各所と一体となって活動を展開し、市の基幹産業の一つである水産業の持続可能な発展に取り組んでいきたいと考えております。

【担当課：市民環境部 環境政策課】

2. 空き家の利活用に資する対策の推進

人口減少や少子高齢化の進行に伴い全国的に空き家問題は深刻化しており、当市においても空き家の増加に歯止めがかからない状況にあることを踏まえ、市では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき八戸市空家等対策計画を策定し、空き家の適正管理や利活用等に資する取組を進めております。

こうした中、空き家の利活用促進は、空き家の市場流動性を高めることで空き家の減少や地域の活力維持に繋がるものであることから、市としても、空き家の実態調査、「はちのへ空き家ずかん」による情報提供、空き家バンクによる空き家所有者と購入希望者とのマッチング、空き家流通促進事業補助金の交付、はちのへ空き家解消ネットワークによる解決策の提案等を積極的に取り組んでまいりました。

市ではこれら取組は一定の成果があったものと認識しており、今後は、更なる利活用を促進するため、既存の取組を継続するとともに、御要望いただいた利活用可能な空き家の掘り起こしと空き家解消ネットワークの利用あっせんを進め、空き家流通促進事業補助金についても制度の拡充を検討してまいります。

また、空き家セミナーや相談会、市広報紙、ホームページ・SNS等の各種媒体による広報等、さまざまな機会を捉えて空き家バンクや空き家解消ネットワーク、その他の取組を広く周知してまいります。

【担当課：都市整備部 都市政策課】